



文部科学省

学生支援について

平成30年12月14日

高等教育局 学生・留学生課

厚生補導

大学における学生の厚生補導に関する組織およびその運営の改善についてならびに学生の健康管理の改善について
(1958 (S33) 学徒厚生審議会答申)

学生生活の環境的条件を調整するとともに、学習体験の具体的な場面に即して、各学生の主体的条件に働きかける教育指導を行うことによって、その人格形成を総合的に援助することが正課外の教育の目的であり、このような目的をもって組織的・計画的に行われる大学の活動が、厚生補導業務である

厚生補導の目標と領域(15目標を定め、13領域に整理)

目標	領域	目標	領域
大学教育を受けるのに適当な学生を選ぶこと	入学者選考	寮生が良い修学環境を持つことができるようにすること	学寮の運営
学生が学園生活に適應できるようにすること	オリエンテーション	学生が経済的に安定した生活を営むことができるようにすること	奨学援護
学生が学業の取得に成功を収めることができるようにすること	修学指導	学生が良い生活環境を持つことができるようにすること	厚生福祉
学生が共同社会の一員として必要な特質を身につけることができるようにすること	課外教育	学生が身心の健康を保持増進できるようにすること	保健指導
学生が生活の内容を豊かに楽しくすることに興味を持つようにすること		学生がその個性と能力に応じた職業につくことができるようにすること	職業指導
学生が教養を高め、成熟した世界観を持つことができるようにすること		女子学生が良い環境を持つことができるようにすること	女子学生の世話
学生が自分自身を正しく理解し、自分で問題を処理できるようにすること	適應相談	不利な条件のもとにある学生を援助すること	特別指導
学生の指導に役立つ科学的な資料を整備すること	記録・調査・テスト		

厚生補導

大学教育の改善について（昭和38年1月28日 中央教育審議会答申）

学生の厚生補導の中心的機能は、人間形成を目的として行なわれる課程外の教育活動および大学教育に対する適応を図り修学効果を高めるための活動にある。したがって、学生の厚生補導は、大学教育のうちに独自の分野を有するものとして理解されなければならない。

また、**厚生補導の機能を生かし、その効果をあげるためには、大学の教育計画の一環として組織的計画的にこれが行なわれる必要がある。**学生の厚生補導は、直接には、これを担当する教職員の相互の協力によつて遂行されるものであるが、その基盤となるのは、**全学の教職員の厚生補導についての認識と責任の自覚**である。さらに、学生に対して課程外教育の意義に関しじゅうぶん理解させることは、厚生補導の目的の效果的達成のために不可欠である

（参考） 大学設置基準

第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の**教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。**

近年の提言における学生支援関係の記述

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）

高等教育のユニバーサル・アクセスを進める上で、**障害のある学生や社会人など多様な学生のより積極的な受け入れに取り組む**ことや、学生や社会等の多様なニーズにこれまで以上に的確に対応したきめ細やかな**学生相談やメンタルヘルス対策、修学・就職指導、キャリア形成支援などの学生支援の推進に取り組む**ことなどにより、生涯を通じた人材育成の場としての大学の機能を高めることが求められる。

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成30年11月26日 中央教育審議会答申）

- 「多様な価値観が集まるキャンパス」となるためには、「18歳で入学してくる学生を中心とした教育体制（18歳中心主義）」や従来の大学や学部・学科における教員の「学内出身者を中心とした教育研究体制（自前主義）」から脱却し、**「多様な学生」を受け入れることのできる体制を整備する**とともに、学部・学科を越え、大学を越えた人的資源の共有を通して、「多様な教員」による多様な教育研究を展開することが必要である。
- 今後、高等教育機関は、**18歳で入学する日本人を主な対象として想定するという従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換を進める必要がある。また、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、体制や環境を整えていくことも必要**である。

キーワードは「多様な学生」

学生支援の課題の例

下に示す観点は、各省庁が連携をしながら政府全体として取組を進めていることのうち、特に学生支援の観点から関係が深いものを示したもの。

学生関係部署のみならず、大学組織全体として取組を進めて頂きたい、引き続き、教職員の意識の向上をはじめとした適切なご対応を図られるようお願いいたします。

➤ 障害学生支援

平成28年4月障害者差別解消法施行。障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が法的に義務ないし努力義務とされ、大学等においても一定の取組が必要。経営層を含む教職員全員の理解を促進し、学内支援体制を整備していくことが重要。「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）（H29.3）」を参照。授業に関する支援のみならず、キャリア支援・就労支援の推進も課題。JASSOセミナーへの幹部職員の参加。

➤ 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発

学生がいわゆる「ブラックバイト」等のトラブルに巻き込まれないよう、労働関係法規や労働者の権利に関する理解促進が必要。厚労省作成『知って役立つ労働法』『これってあり？まんが知って役立つ労働法Q&A』など参照。ガイダンスや授業での導入の検討を期待。

学生支援の課題の例

➤ 飲酒事故防止

例年、未成年を含む学生の飲酒事故・飲酒強要等が発生。アルコール問題は、飲酒運転、暴力、自殺、依存などにも密接に関連。各大学における**徹底した取組（リスクの啓発、アルコールハラスメント防止、未成年者の飲酒防止等）**が不可欠。

➤ 薬物乱用防止

啓発パンフレット「薬物のない学生生活のために」を活用する等、様々な機会を通じて**薬物乱用防止に関する教職員の意識の向上や、留学生を含む学生・生徒に対する指導の充実**が必要。

➤ 自殺対策

我が国の自殺者は年間2万人超。うち大学生は約400人で、原因として学業不振、進路に関する悩み、うつ病、就職失敗が多数。**学生の心の相談体制強化**が重要。参考資料として、学生相談学会「学生の自殺防止のためのガイドライン」を参照。

学生支援の課題の例

➤ 性暴力への対応

いわゆる「アダルトビデオ出演強要問題」・「JKビジネス問題」等、若年層が性的被害にあう状況が発生。リーフレット「AV出演強要・「JKビジネス」等の被害にご注意ください。」を活用するなど、被害が顕在化しにくいことも含め、入学ガイダンスでの注意喚起、警察や法テラスなど相談窓口の周知等未然防止の取組や、**被害学生への心のケアや関係機関への適切なつなぎ**等、被害を受けてしまった場合の回復の取組等が重要。

➤ 海外留学における安全管理

世界各地でテロ事件等が多数発生している最近の治安情勢を踏まえ、①**学内体制の整備**（学内の危機管理体制の構築、緊急時連絡先の確認等）、②**学生への啓発**（海外安全情報の収集、たびレジ・在留届等への登録の徹底、巻き込まれた場合の連絡先）が必要。通知「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて」を参照。

➤ 人権教育・啓発、差別の解消の推進等

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」などにおいて、**人権教育や差別解消のための教育や啓発**について規定。このほか、例えば**薬害被害**で苦しまれてる方がいることについての理解・啓発により第二の被害を生み出さないようにするとともに、苦しむ学生に対しては適切な配慮を検討していく必要。

本日のテーマ

➤ 民法の一部改正による成年年齢の引き下げと消費者教育

成年年齢の18歳への引き下げに伴い、学生が消費者トラブルに巻き込まれる可能性は増大。「消費者教育の推進に関する基本的な方針」でも、**消費生活センター等と連携**した学生に対する消費者教育の充実が必要と指摘。入学手続きの際に消費者トラブル防止に関する啓発資料を提供することや、入学生の事前説明会、**入学時のガイダンス等における啓発の徹底**。消費者庁作成の消費者教育教材『**社会への扉**』の活用、消費者ホットライン『**188**』（いやや！）の周知。「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を参照。

➤ 性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進

性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることは重要。**まずは教職員の理解の増進**。個別の事案に応じ学生個人の心情等に配慮したきめ細やかな対応の充実に資するよう、**JASSOで「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」**を作成。こちらを参照。

本日のセミナーで得た知見は学内で共有を！